

※ 保育が必要であることを証明する書類

下記の該当する項目の書類の提出が必要です（原則として父母の書類）。

※兄弟姉妹がいる場合、弟妹の方は原本をコピーして添付していただくことも可能です。

保護者の状況	提出書類
会社などに勤務している場合（月 60 時間以上の就労）	◎就労証明書
自営業、農業・漁業などの場合	◎就労証明書 ◎民生委員の状況確認報告書
内職の場合	次のいずれかの書類 ◎雇用されている場合は就労証明書 ◎自営の場合は就労証明書 及び 民生委員の状況確認報告書
産前産後の場合	◎母子健康手帳 の <input type="checkbox"/> （氏名及び出産予定日記載ページ）
長期療養を要する病気、または障がいのある場合	次のいずれかの書類 ○医師の診断書 （保育が困難であることが記載されているもの） ○身体障害者手帳（1～4 級） ○愛護（療育）手帳 ○精神障害者保健福祉手帳（1、2 級） （氏名・等級・交付年月日記載ページ） } などの <input type="checkbox"/>
病人や障がい者などを看護・介護している場合	次のいずれかの書類 ○医師の診断書 （看護・介護が必要であることが記載されているもの） ○身体障害者手帳（1～4 級） ○愛護（療育）手帳 ○精神障害者保健福祉手帳（1、2 級） ○介護保険被保険者証（要介護 2～5） （氏名・等級・交付年月日記載ページ） } などの <input type="checkbox"/>
災害復旧活動を行う場合	◎り災証明書などの <input type="checkbox"/>
大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合 （月 60 時間以上の通学） ※趣味の講座、カルチャースクールなどは不可。	◎在学（籍）証明書 または入学許可書 ◎月 60 時間以上の受講状況がわかる カリキュラム表などの <input type="checkbox"/>
その他、市が認める場合	

※ 民生委員の状況確認報告書とは、市担当課または保育所等で配付している「状況確認依頼書」（黄色の用紙・2 枚複写）の 2 枚目（様式 2 / 依頼者あて）になります。

※ 児童の両親以外の同居者についても、必要に応じて上記書類などを提出していただく場合があります。

※ 就労状況の確認のため、市から職場などに電話確認をすることがあります。